

議案第25号

町田市教育委員会公印規程の一部を改正する規程について

上記の議案を提出する。

2021年12月15日提出

町田市教育委員会

教育長 坂本 修一

(提案理由説明)

本件は、押印の見直しに伴い、押印の省略に関する規定及び様式を改めるため、改正するものです。

町田市教育委員会公印規程の一部を改正する規程

町田市教育委員会公印規程（昭和47年7月町田市教育委員会規程第3号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p>(押印の省略)</p> <p>第15条 <u>町田市教育委員会文書管理規程（平成17年7月町田市教育委員会規程第4号）</u> <u>第25条の規定により公印を押印する施行文書のうち、送付状、書簡文その他の教育長が別に定めるものについては、公印の押印を省略することができる。</u></p> <p>2 <u>前項の場合において、公印の押印を省略する施行文書には、その旨を明記しなければならない。ただし、送付状及び書簡文については、この限りでない。</u></p>	<p>(押印の省略)</p> <p>第15条 <u>軽易な文書等又は都費負担教職員に対する文書については、公印の押印を省略することができる。この場合において、当該文書等には公印省略の旨を明記しなければならない。</u></p>

第1号様式中「第1号様式」を「第1号様式（第6条関係）」に改める。

第2号様式中「第2号様式」を「第2号様式（第7条関係）」に改め、「職氏名[㊟]」を削る。

第3号様式中「第3号様式」を「第3号様式（第8条関係）」に改め、「職氏名[㊟]」を削る。

第4号様式中「第4号様式」を「第4号様式（第14条関係）」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、公表の日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際、この規程による改正前の様式による用紙で現に残存するのは、所要の修正を加え、なお使用することができる。